## 令和3年度外部評価 事業評価シート

#### 事業名 空き家対策事業 2 No

所属	建築課	事業開始年度	平成28年度
事業内容	・問題のある空き家(※1)の適正管理及び有効活用 ・特定空家等(※2)対策に関する事務 ※1空き家の危険度判定を行いランク0~ランク5まで のある空き家と定義しています。 ※2空家等対策の推進に関する特別措置法に基づ します。(ランク5が対象)	でに分類し、ランク2	
目的	市民が安全で安心して暮らすことができるように、空ます。	き家の適正管理、除	余却及び活用を促進し
根拠 法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法		
関連 事業	無し		

#### 【実施状況】

動 実績 令和 年度

是正	に関	ナス	宝繕
ᅏᇆ	/ <b>L</b>   <del>X</del>	195)	<del>大</del> 邓目

- ・特定空家等への認定 2件
- ・空き家除却費補助金の交付 1件
- ・ 行政代執行にかかる費用の回収

#### 平成30年度 令和元年度 令和2年度 平成29年度 問題のある空き家数(ランク2~ランク5) 170件 180件 198件 203件 除却(解消)件数 30件 27件 22件 7件

#### 【啓発に関する実績】

- ・司法書士等による無料空き家相談会の開催(8/29)
- ・宅建士による不動産・空き家に関する無料相談(月1回)
- ・空き家を所有する方への案内チラシの作成

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
司法書士等による無料空き家相談会の参加人数	40人	16人	24人	21人
不動産宅地建物取引士による不動産・空 き家相談会の参加人数	-	-	19人	11人

## 平成【是正に関する実績】

# ・行政代執行 1件 31 年度 ・記述書 第

・司法書士等による無料空き家相談会の開催(8/31)

# 平成【是正に関する実績】

・特定空家等への認定 1件

### 【啓発に関する実績】

#### ・無料空き家相談会の開催(9/1)

#### ・公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と不動産・空き家に関する無料相談に関 する協定の締結

#### 改善取組 (これまでの改善内容)

- ・公益社団法人安城市シルバー人材センターと空き家の適正な管理の推進にかかる協 定の締結
- ・空家等対策計画の策定

別紙2-2

【事業費】

7-20367	No	区分		平成30年度	平成31年度	令和2年度
	1	事業費(決算額) (千F	9)	1,212	12,234	1,518
	+	報償費		210	18	195
	争	旅費		44	64	51
年間事業費等	事業費	需用費		113	77	42
中間争未負守の推移	良内	手数料		27	6,016	969
の万世代タ	訳	補助金		800	0	200
	ш	上記以外		18	6,059	61
	2	人件費(従事職員数×6,300千円)		0	6,300	12,600
		従事職員数 (人)		0.0	1.0	2.0
	3	総事業費(①+②) (千円)	])	1,212	18,534	14,118
		一般財源 (千円)	])	612	18,534	13,968
財源内訳		特定財源(国庫補助金など) (千円)	])	600	0	150
		財源合計(千円)	])	1,212	18,534	14,118

#### 【活動指揮】

(点)到11条/						
問題のある空き家(ランク2~ランク5)に	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
旧超のの句子である。 占める当該年度の除却割合 当該年度除却数/問題のある空き家数	3.4% (実績)	2.4% (8月末時点)	4.0% (目標)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
空き家無料相談会等への参加人数	33人 (実績)	30人 (予定)	60人(目標)			

#### 【成果指標】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定空家等への認定	2件	0件	0件 (基準の変更案作成)

#### 【課題】

#### 活動実績・事業成果等を踏まえて記入 安城市空家等対策計画策定後、空き家の所有者に対して是正を働きかけていますが、

#### 課題

年度単位では、問題のある空き家の除却割合が低下しています。 今後は、是正に応じない空き家所有者に対してどのようにアプローチしていくのか、ま た、空き家の発生の抑制のための啓発をどのように行っていくのかが課題となっていま

#### 【論点】

#### 外部評価での 論点

特定空家等への認定基準を見直すことにより、是正に応じない空き家の所有者へ対応 を強化します。また、問題のある空き家の発生を抑制するため、効果的に啓発等を実 施していくことが重要であると考えます。